

# 第13期第5回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時：令和6年2月13日（水）13時30分

2 開催場所：札幌市中央区北3条西7丁目 第2水産ビル8BC会議室

3 委員会出席者

日本海まぐろ漁業連合海区委員会 (委員)	須永忠幸 高松幸彦 濱野勝男 花田英一 上見孝男	沖野平昭 加藤一裕 佐藤一義 齊藤 誠 吉田直樹	山上辰昭 奈良清志 小西正之 成田直彦
-------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------

道水産林務部水産局漁業管理課

課長	高橋研司
課長補佐	中村周平 (漁業調整係)
主任査定	小寺和也 (漁業調整係)
主任査定	新山博史 (漁業調整係)
主任査定	松村啓太郎 (資源管理係)

宗谷総合振興局産業振興部水産課

主事	芳浪祐太
係長	竹嶋寿弥
係長	村山 司
係長	高尾 力

後志総合振興局産業振興部水産課

檜山振興局産業振興部水産課

渡島総合振興局産業振興部水産課

宗谷海区漁業調整委員会事務局

事務局長	木村佳人
主任事務官	瀧本 陸
事務局長	三上征己
主任事務官	大川 梢
事務局長	林 恒之
主任事務官	佐藤 和
事務局長	日光隆満
事務局長	北弘由樹

留萌海区漁業調整委員会事務局

石狩後志海区漁業調整委員会事務局

檜山海区漁業調整委員会事務局

渡島海区漁業調整委員会事務局

4 議事録署名委員：成田直彦 上見孝男

5 本日の議長 会長 須永忠幸

6 議事事項

議案第1号 令和6年度日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示等について

- (1) 委員会指示第1号
- (2) 委員会指示第2号
- (3) 委員会指示事務取扱要領
- (4) 日本海まぐろ漁業事務取扱方針

7 報告事項

- (1) 令和5年度日本海まぐろ漁業(承認)の漁獲結果について
- (2) 令和6年度各海域における操業協定について

8 会議の顛末

事務局長： それでは、ただ今より第13期第5回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会を開催いたします。  
開催に当たりまして、須永会長より御挨拶をお願いいたします。

須永会長： 本日の委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。まず、このたびの能登半島地震において被災された多くの皆様に対し、この場をお借りし、心よりお悔やみを申し上げます。さて、委員の皆様方には、時節柄、何かとお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。また、本日は公務御多用のところ、道漁業管理課から高橋課長をはじめ、中村課長補佐ほか、多くの御出席をいただき、厚くお礼を申し上げますとともに、本委員会での御指導のほど、よろしくお願ひいたします。さて、昨年の日本海まぐろの漁獲結果については後ほど事務局より、速報値の報告がございますが、令和5年度については、令和4年度の約106トンに対し、約26%増のおよそ134トンとなっており、TAC数量管理による厳しい制限の下での操業ではありますが、大きく落ち込んだ平成30年度以来の増加傾向が続いている状況となっています。これは資源がかつての水準に戻ったと言うことではありませんが、近年は、回復の傾向も見られ、希望がもてる状況となってきたと感じているところです。令和6年度以降につきましても、資源の回復を図りながらも、最大限の利用が可能となることを、期待したいと思います。さて、本日の委員会でございますが、議題は、「令和6年度日本海まぐろ漁業の委員会指示について」のほか、報告事項が2件ございます。まぐろ漁業を取り巻く厳しい状況の中、当委員会指示の漁業調整としての役割は多くの関係者の苦労の上で得られた、取決め・取り交わしを、確実に将来につなげることだと考えていますので、慎重な御審議について、よろしくお願ひいたします。間もなく3月となり、これから春に向かって徐々に暖かさも増してまいりますが、沖での操業はまだまだ厳しいものがございます。操業に当たりましては、くれぐれも海難事故のないよう、ライフジャケットの着用を確実に実施させるなど、各浜での安全指導をお願いいたします。最後になりますが、委員の皆様の益々の御健勝と、なによりも資源の回復が順調に進み、安定した漁業経営につながることを御祈念申し上げ、開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長： それでは、本日、ご出席をいただきましたご来賓の方をご紹介いたします。須永会長から向かって右隣が、水産林務部水産局漁業管理課高橋課長です。その隣が同じく漁業管理課漁業調整係の中村補佐です。さらにその隣に、漁業調整係の物見補佐が出席予定でしたが、所要により急遽欠席となりました。申し訳ありません。後列向かって右手から資源管理係の松村主任、その左隣が漁業調整係の新山主査、さらにその左隣が同じく小寺主査です。そのほか、関係する漁業管理課の担当者の方々及び関係各海区事務局及び振興局水産課からの出席もございますので、お配りした出席者名簿によりご確認願います。それでは、お手元に配付致しました資料の確認を致します。一番上に次第がありまして、その後ろに出席者名簿がございます。なお、物見課長補佐については、訂正が間に合わなかったので、そのままとなっています。次に、議案第1号の資料としまして資料①の1から資料①の4まで一連の資料がございます。また、報告事項（1）の資料としまして4枚ものの資料（1）、最後に報告事項（2）の資料としまして資料（2）として令和6年度の各海域の操業協定書案が添付されております。皆さん、よろしいでしょうか。

委員席： （了解の声）

事務局長： それでは、これより須永会長を議長として議事を進めてまいりま

す。よろしくお願ひいたします。

議長 : それでは、議事に入る前に、出席人員及び会議成立の報告をいたします。委員定数15名中14名の出席がございますので、本委員会は成立します。次に、議事録署名委員の指名をいたします。渡島海区の上見委員と檜山海区の成田委員のお二人にお願い致します。それでは、議事に入ります。議案第1号「令和6年度日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示等」について上程します内容について、事務局より説明願います。

事務局長 : それでは、議案第1号の令和6年度日本海まぐろ連合の委員会指示につきまして、ご説明を致します。まず、資料①の1の委員会指示第1号(案)をご覧ください。この委員会指示は、北海道の日本海沖合海域における20トン未満のまぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業の操業を禁止とし、当委員会の承認を受けた漁船のみその操業を認めるというものでございます。変更箇所にはアンダーラインを引いてございます。1ページ目の上段と3ページ目の制限期間、そして5ページ目の附則について、年度の更新と施行年月日の変更となっております。今回、そのほかに1点だけ変更点がございます。5ページ目の15「漁獲成績報告書の提出」の項目について、これまで漁業終了後30日以内に提出するよう規定されておりましたが、今回、「遅滞なく」提出するように変更をしたいと考えております。これは、本日もこの後ご報告させて頂く予定ですが、例年2月に開催される当委員会においてまぐろの漁獲結果のご報告をさせて頂いております事から、特に漁期の終了が1月31日までとされている渡島檜山海域において、委員会指示に基づく期限より早期にとりまとめて頂いている実態があることから、現在の事務の実態に合わせて変更するものであり、実務上は今後もこれまでと変わることとはございません。その他、指示の内容自体には一切変更がございませんので、中身の説明は省略とさせていただきます。次に、資料①の2の委員会指示第2号(案)をご覧ください。この委員会指示は、北海道の日本海沖合海域におけるまぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業を4月1日から1年間、禁止にするというものでございます。変更箇所にはアンダーラインを引いてございますが、変更箇所は年度の更新と施行年月日の変更のみとなっております。その他、変更はございませんので、説明は省略とさせていただきます。次に、資料①の3の事務取扱要領(案)をご覧ください。この要領は、日本海まぐろ漁業の海区承認事務の取扱いを定めたものでございますが、変更箇所は1ページ目の一番上にございます施行年月日の変更および、2「申請書の提出期限」の項目の2点でございます。2点目の変更についてですが、これまでの提出期限を渡島檜山海域については4/30まで、その他海域については6/30までに承認申請書を提出するという取扱要領の内容となっていました。これまで渡島檜山海域では5/1から漁期が始まり、前日までに申請すれば良いこととなっていましたが、事務局による書類審査に期間を確保するために、提出期限をこのように設定させていただきたいと言うことでございます。実際、これまでの申請においては、ほとんどの場合が実態として4/10あるいは6/10よりも早めに申請を頂いております。従いまして、実務上の支障はほぼないものと考えております。そのほかの内容については変更ありませんので、説明は省略とさせていただきます。続きまして、資料①の4の事務取扱方針(案)でございます。この方針は、海区承認事務の統一化を図ろうということで、承認枠数の設定或いは休業者の取扱いなど、承認する際の基準を定めたものでございまして、3年に1度、その見直しを行うというものでございます。今年は、見直しを行う年に当たっておりませんので、変更箇所

は1ページ目の一番上にございます施行年月日の変更のみでございます。ですので、これも、説明は省略とさせていただきます。なお、本事務取扱方針の適用期間は附則にありますとおり、令和6年度までと規定されておりますので、来年、令和7年度の本委員会において次期の取扱方針についてご審議、決定頂くことになります。つきましては、今後、次期取扱方針の策定に向けた作業を進めさせて頂きますので、ご協力をお願い致します。以上が、議案第1号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長： ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。

委員席： (意見なし)

議長： 御意見等がないようですので、ただ今の議案につきましては、原案どおり決定してよろしいですか。

委員席：(異議なしの声あり)

議長： それでは、そのように決定いたします。続きまして、報告事項に入ります。報告事項（1）「令和5年度日本海まぐろ漁業の漁獲結果」について、事務局より報告をお願いします。

事務局： それでは、報告事項（1）の令和5年度日本海まぐろ漁業の漁獲結果につきまして、ご説明を致します。資料（1）漁獲成績集計表が1枚、漁獲推移のグラフが1枚、詳細なデータを記載した表4ページの資料となってございます。まずは、漁獲成績集計表をご覧ください。こちらは、道内5海区と道外県の承認隻数、着業隻数、漁獲量等を前年対比で表した表でございます。過去との比較につきましては後ほどご説明致しますので、まずは、令和5年度の漁獲状況についてご説明いたします。表の上から順にご説明しますが、まず、宗谷海区につきましては、承認隻数が66隻、着業隻数が31隻で、そのうち、漁獲があった隻数は31隻でございました。漁獲尾数は201尾、重量は約3,088キロ、金額は約584万3千円となっております。次の留萌海区につきましては、承認隻数が57隻、着業隻数が同数の57隻で、そのうち漁獲があった隻数は43隻でございました。漁獲尾数は538尾、重量は約19,020キロ、金額は約2,815万9千円となっております。次の石狩後志海区につきましては、承認隻数が45隻で、着業隻数が39隻で、そのうち漁獲があった隻数は13隻。漁獲尾数は22尾、重量は675キロ、金額は121万3千円でした。次の檜山海区につきましては、承認隻数が67隻、着業隻数が26隻で、そのうち漁獲があった隻数は26隻でございました。漁獲尾数は299尾、重量は6,360キロ、金額は約1,482万1千円となっております。次の渡島海区につきましては、承認隻数が117隻、着業隻数が90隻で、そのうち漁獲があった隻数は83隻。漁獲尾数は2,294尾、重量は約10万4,642キロ、金額は約1億9,674万1千円となっております。次に、道外県でございますが、承認隻数が合わせて45隻、着業隻数が5隻でしたが、令和5年度の漁獲はありませんでした。表の一番下は、道内と道外とを合わせた合計となっておりますが、承認隻数は合計397隻、着業隻数は248隻で、そのうち漁獲があった隻数は196隻でございました。また、漁獲尾数は3,354尾、重量は約13万3,787キロ、金額は約2億4,677万6千円となっております。次のページをご覧下さい。こちらは過去10カ年の漁獲の推移をまとめたグラフになります。まず、上段のグラフについてですが、棒グラフが漁獲尾数、折れ線が漁獲金額を示しております。漁獲尾数について、令和5年度は、

昨年より若干増加しております。直近5年間は、約3,000尾前後で推移しております。一方、漁獲金額につきましては、前年度よりおよそ24%増の伸びとなっておりまして、10年前の水準には及ばないものの、平成30年に大きく落ち込んで以降、毎年、増加傾向にあります。次に、下のグラフをご覧下さい。こちらは棒グラフが漁獲重量、折れ線が目廻りを示しております。漁獲重量につきましては、挨拶にもありましたとおり令和5年度は前年度より26%増の134トンとなり、大きく落ち込んだ平成30年度以降、こちらも増加傾向が続いております。つぎに、目廻りにつきましては、令和5年度は、昨年より増加し、1尾あたり約40kgとなりまして、過去10年をみると、概ね増加傾向が続いております。なお、次のページから、過去10カ年の漁獲結果を表にまとめた資料を、後ろに添付してございますので、後ほど、お目通しいただきたいと思います。報告事項（1）の説明は以上でございます。

議長： ただ今の内容について、ご意見等はございませんか。

委員席： （ありませんの声あり）

議長： 無いようですので、次に、報告事項（2）「令和6年度各海区における操業協定」について、事務局より報告をお願いします。なお、各海域ごとの説明は、武蔵堆海域、留萌海域、石狩後志海域、渡島檜山海域の順番と致します。それでは、初めに武蔵堆海域の説明をお願いします。

事務局長： それでは、報告事項（2）の令和6年度操業協定案につきまして、武蔵堆海域に関する説明をさせていただきます。資料（2）の目次を1枚めくっていただきますと、武蔵堆海域の操業協定書（案）となっております。こちらをご覧ください。変更箇所にはアンダーラインを引いてございますが、1ページ目の上段部分、それと2枚めくっていただいて4ページ目ですが、変更箇所は年度の更新と施行年月日の変更のみでございまして、協定の内容自体には一切変更がございません。ただ、5ページ目と6ページ目の調印代表者につきましては、現段階では昨年の代表者が記載されておりますので、確認作業の後、変更となる可能性もございます。近年は、コロナの影響で書面回覧による協定締結を行って参りましたが、今年度につきましては、以前のように操業協定会議を札幌にて開催したいと考えております。時期は4月下旬を想定しております。委員の皆様のご出席につきまして、宜しくお願い致します。武蔵堆海域の操業協定書（案）の説明は以上でございます。

議長： では、次に留萌海区から御説明をお願いします。

三上局長（留萌）：

留萌海区漁業調整委員会事務局の三上です。お配りしております、令和6年度留萌海域におけるまぐろ漁業と沿岸他種漁業との操業協定書（案）に基づきまして、説明させていただきます。留萌海域の協定案につきましては、操業協定書と、まぐろ漁業者間の漁場利用に関する細部協定書の二本立てとなっております。変更箇所としまして、年度の更新、施行年月日の変更でございまして、協定事項、協定内容についての変更はございません。変更箇所には、アンダーラインを引いてございます。協定内容の詳細な説明につきましては、省略させて頂きますので、後ほどお目通し願います。操業協定書5ページと細部協定書の3ページでは、協定の調印者として各種漁業の代表者の所属と氏名が記載されてございますが、協定会議までに代表者の方が変更となる可能性がございますので、変更がありまし

たら、その都度変更していきますので、ご了承いただきたいと思います。簡単ではありますが、令和6年度の留萌海域の操業協定書(案)の説明は以上です。

議長： 次に、石狩後志海区から御説明をお願いします。

林局長(石狩後志)：

石狩後志海区漁業調整委員会の林と申します。石狩後志海区における、まぐろ漁業と沿岸他種漁業との操業協定書につきまして、御説明申します。協定書の案を御覧ください。変更した箇所にはアンダーラインを引いていますので、内容と合わせて順次御説明します。協定書の標題でございますが、令和6年度に年度を更新しております。続いて、前文になりますが、協定の目的を定めており、まぐろ釣り漁業者と沿岸他種漁業者との相互間における円滑な操業と漁業秩序の確立を図ることとしております。次に協定内容です。協定事項1では、まぐろ漁業者の遵守事項が謳われており、協定事項の2では、沿岸漁業者の遵守することが謳われています。協定事項3から5につきましては、万一、トラブルが生じた場合には、誠意を持って解決することとしており、また、本協定の不知を以て抗弁しないよう周知徹底を図ることとし、更には、漁具被害の未然防止では、相互の船間連絡を密にすることとしております。協定事項6では、協定の有効期間を定めており、年度の更新のみとなってございます。3ページにつきましては操業協定の海域図になってございますが、変更はございません。以上で説明をさせていただきましたが、年度の更新以外は前年度と同様の内容となってございます。説明は以上でございます。

議長： 続きまして、檜山海区から御説明をお願いします。

日光局長(檜山)：

檜山海区漁業調整委員会の日光です。よろしくお願いします。令和6年度に係る渡島檜山海域におけるまぐろ漁業の操業協定書(案)について御説明いたします。協定の内容については昨年度からの変更はなく、年度の更新のみとなってございます。調印者については昨年度の内容で記載してございますが、調印時には最新の内容に更新しますことを申し添えます。以上です。

議長： ただ今、各事務局より説明がありましたが、何か御意見等はございませんか。

委員席： (ありませんの声あり)

議長： 以上で、本日予定されていた議案等は、全て終了いたしましたが、全体を通して、皆様から何かございませんか。

委員席： (ありませんの声あり)

議長： 無いようですので、本日の委員会はこれで終了いたします。本日は、ありがとうございました。

(終了)

前記顛末は事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和 6 年 2 月 13 日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会

会長 須永忠章

議事録署名委員 成田直彦

議事録署名委員 上見孝男

以上原本により謄写する。

令和 6 年 3 月 14 日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会  
会長 須永忠



